一般社団法人
能登川地区まちづくり協議会

令和２年度定時総会　議案書

日　時：令和２年５月２３日(土)
午後１時３０分～３時３０分

会　場：能登川コミュニティセンターホール

ホップ♪ステップ♪のとがわ
一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
令和２年度定時総会　次第

１　開　　会

２　開会挨拶

３　来賓挨拶

４　来賓紹介

５　議　　案

第１号議案　令和元年度　事業報告

第２号議案　令和元年度　決算報告

監査報告

第３号議案　令和２年度　事業計画（案）

第４号議案　令和２年度　予算（案）

第５号議案　理事の改選（案）

６　閉会挨拶

参考１：一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款
参考２：組織図
参考３：会員名簿

別　紙：まちづくり計画書に掲げた事業の進捗状況

第１号議案　令和元年度事業報告

【事業概要】

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会は、平成１９年３月の設立以来、地域に根差したまちづくり、地域の皆さんが安全で安心な暮らしができることに視点を置きながら活動を進めてきました。

また、令和元年度は、平成２９年度に策定した「住みよい 住みたい 住み続けたい 水車のまち 能登川」をスローガンとする新しいまちづくり計画推進の３年目であり、計画に沿った事業や新規事業に取組みました。

令和元年度事業活動の特記的事項は次のとおりです。

- ＪＲ能登川駅は令和元年に開業 130 周年を迎えることから、昨年、記念事業実行委員会が結成されました。今年度は、一日駅長就任式典、記念式典および講演会、駅前整備の署名活動等行われ、当協議会はその事務局業務を行いました。
- ６月に「能楽を楽しむ 能装束着付実演と能『猩々』」公演を開催しました。
  能登川中学校３年生を招待すると共に、一般市民の方にも楽しんで頂きました。
- 11 月に「音楽鑑賞会 びわ湖ホール声楽アンサンブル公演『泣いた赤鬼』」を開催しました。
  能登川地区の４つの小学校の６年生を招待すると共に、一般市民の方にも楽しんで頂きました。
- 自治会毎の懇談会「まちづくりカフェ」の開催、まちづくり委員視察研修「まち歩き～猪子山の巨石を訪ねる～」（9 月）等により自治会とのパイプ強化や能登川地区の再発見に努めました。
- 自主防災活動に関して、「リーダー研修会」「成果発表会」「愛知川流域自治会防災対策会議」等の研修会を開催しました。また、能登川地区や各自治会の防災についての現状と問題点を把握するため、検討会、アンケート調査、出前講座、災害時避難所となる学校の見学会等を行い、地域防災力の向上に努めました。
- 平成 31 年 4 月 1 日に設立した「東近江市観光ボランティアガイド協会 能登川支部」の活動として、観光ボランティア活動を企画・実行しました。
- ３月に開催を予定していた次のイベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期としました。
  - 田井中福司氏ジャズ演奏会「ニューヨークからの風 田井中福司スペシャルライブ in 能登川」（延期）
  - 元気のつどい＜中止＞
  - 映画「あの日のオルガン」上映＜中止＞
  - まち協杯グラウンドゴルフ大会＜中止＞
  - その他（まち協おしゃべりカフェ「スマイル」、防災カフェ、まちづくりカフェ等）＜中止＞

Ⅰ　まちづくり部門

（＊事業名の後の「(新)」は、令和元年度から新たに取り組んだ事業を示しています。）

まちづくり計画書（改定版）に記載された事業に対する取り組み状況と自己評価は、別紙のとおりです。

１．まちづくり事業部

（１）「まちづくり委員研修会」の開催

① 5/13(月)に令和元年度まちづくり委員を対象に研修会を開催しました。

［内容］
- まちづくり計画の内容説明
- 当協議会の活動紹介
- まちづくり委員の役割
- その他事項
  （自治会からの情報提供、懇談会の開催、「新てんこもり」原稿作成）

② 9/22(日)にまちづくり委員視察研修として、ふるさと散歩道事業部とともに「まち歩き～猪子山の巨石を訪ねる～」を行いました。

（２）「まちづくりカフェ」の開催

- 自治会との意見交換会「まちづくりカフェ」を、南佐野自治会、旭ヶ丘自治会、乙女浜町自治会、および垣見町自治会と開催しました。（３月に予定していた泉台自治会との意見交換会は中止）

（３）「能」公演事業協力

- 6/18(火）に開催された「能」公演に対し、施設運営事業部、歴史・文化事業部とともに協力しました。

（４）びわ湖ホール声楽アンサンブルの子ども向けオペラ公演「泣いた赤鬼」に小学生を招待

- 11/9(火)にコミュニティセンターホールで表記公演を開催しました。能登川地区の４つの小学校の６年生を招待すると共に、一般住民の方にも楽しんで頂きました。（一般住民は有料）
- 令和２年度の 11/17(火)にもびわ湖ホール声楽アンサンブル公演を開催することを内定しました。

（５）ＪＲ能登川駅開業 130 周年記念事業に協力

- 一日駅長就任式典（6/30(日)）、記念式典・記念講演会（7/14(日)）等の事業に協力しました。

（６）「能登川大好き人間大集合!」イベントの仕掛けづくり

① 「能登川チンドン（主催：能登川ちんどん制作委員会)」(7/6(土)）の運営を支援しました。

② 「第 16 回 2019 Lighting Bell in NOTOGAWA」に相乗りする形で次の活動をしました。

・デジタルフォトプロジェクト

ライティングベル開催期間中にスマホ等で撮影したデジタル写真を

募りました。

82 点（15 名）の写真投稿あり、抽選で食事券をプレゼントすると共に、2/1(土)～2/29(土)の間、コミセンで展示しました。

③ 1/11(土)に、会員相互の親睦と交流を深めることを目的に「新春のつどい」を開催しました。伊庭地区で地域映画を製作している龍谷大学深尾ゼミ生（４名）がショートムービーの上映と映画の PR を行いました。参加者には、抽選で地元野菜の詰合せをプレゼントしました。

（７）食のイベントの開催

・「食の地産地消としての郷土料理の普及」、「能登川大好き人間大集合！」と連動させて実施しました。

（８）若者チャレンジ応援

・ＪＲ能登川駅開業 130 周年記念式典（7/14(日)）において、能登川高校の生徒会長が「能登川駅に寄せる高校生の思い」を発表しました。

・ 12/12(木)、能登川中学校生徒会（1・２年生 20 名と担任）との懇談会を開催しました。協議会からは４名が参加し、生徒たちに対して「ラジオかわらばん」番組制作への協力を提案すると共に、交通安全対策など身近なテーマについて中学生らしい発想（知恵・行動力）でアイデアを出して欲しい旨を要請しました。

・ 能登川地区在住の高校生１名が、観光ボランティアガイドの一員として１年を通して活動してくれました。

・ 伊庭地区にゼミのフィールドワークに入っている龍谷大学の学生と前年度に引き続き連携をとりました。

（９）空き家問題勉強会の開催

・ 空き家の現状把握と情報収集を行うための「空き家問題勉強会」を定期的に開催しました。(9/4(水)、10/21(月)、12/4(水)、1/16(木)、3/30(月))

・ 市が主催する「空き家の現状と対策、利活用」をテーマにした「共創塾（2/17(月))」に協議会メンバー3 名が参加しました。

２．ふるさと散歩道事業部

（１）猪子山の「岩神山」ものがたりパンフレットの印刷および JR 能登川駅での補充設置

（２）ふるさと散歩道リーフレットの印刷及び JR 能登川駅での補充設置

（３）伊庭内湖の野鳥リーフレットの JR 能登川駅での補充設置

（４）ガイド要請対応

①能登川南小学校６年生の猪子山学習（11/12(火)）

②レイカディア大学卒業生による地域探訪（9/20(金)）

３．広報事業部

（１）まちの情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」の発行

・年間６回（偶数月）発行し、能登川地区の全戸に配布しました。

（毎回約８，５００部）

（２）当協議会のホームページ、Facebook の運営

・ 随時に更新をしました。

（３）会員情報紙「のとまち協 NEWS」の発行

・ 毎月、当協議会の活動状況を周知しました。（毎回約２８０部）

配布先：当協議会会員（個人、自治会、団体、まちづくり委員）、能登川地区内の市民活動団体、公共機関等

（４）「まち協ラジオかわらばん」の放送

・ 毎週土曜日午前８時から３０分間、ＦＭひがしおうみ（ラジオスイートＦＭ８１．５）にて放送しました。（年間５１回）

（５）環境こだわり農業の推進支援

・ Facebook を通じて、「魚のゆりかご水田協議会」活動（栗見出在家町）の広報に協力しました。

また、「わがまち協働大賞」の推薦を行い、大賞を受賞したことを広報しました。

・ 2/2(日)、能登川コミュニティセンター「いきいき子ども塾」の一環として、栗見出在家町で収穫された「魚のゆりかご水田米」の米粉を使った手作りケーキ教室を開催しました（小学生 48 人、大人 24 人）。

（６）ＳＮＳを活用した観光口コミ情報の収集と発信

・ 協議会独自の観光情報については、Facebook を通じて発信しました。

（７）当協議会活動紹介のためのパネル展示

・ ふれあいフェア(10/20(日))、文化祭（11/2(土)～3(日))、わくわくこらぼ村（12/7(土)）の各会場で、当協議会の活動を紹介するパネルを展示しました。

４．健康福祉事業部

（１）子育て支援や食育活動をテーマに活動している関係機関等との協働

・ 子育て支援と食育活動として、学童保育所、健康推進員と協働・連携し、学童保育所での「おやつ作り」等の事業を展開しました。

・ 「子ども食堂」を「おかげ SUN のとが和」と協働・連携して能登川コミュニティセンターで実施しました。

(4/28(日)、5/26(日)、6/30(日)、7/28(日)、8/24(土)、9/22(日)、10/27(日)、11/23(土)、12/15(日)、1/26(日)、2/23(日)、3/22(日))

（２）「元気のつどい」の開催＜中止＞

・「能登川地区観光ボランティアガイドと歩く能登川再発見」をテーマに、3/1(日)に開催する予定で準備を行いました。しかし、新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止しました。

（３）「婚活」事業

・ 市内協議会合同事業「東近江市結婚サポート連絡会」に参加しました。（年間１７回）

（４）まち協おしゃべりカフェ「すまいる」の開催

・ 年間で計１１回開催しました。

（５）生活支援サービスの連携体制への参画

・ 東近江市社会福祉協議会が主導する「能登川地区住民福祉活動計画推進会議」に前年度に継続して参加しました。

（６）「能登川病院をよくする会」活動の実施

① 日常活動

・ 会話チーム（入院患者さんの話し相手をする）：年間２１９回
＊新型コロナウィルス感染拡大防止のため、3/2(月)より活動休止
・ 美化・植栽チーム（病院外周の美化をする）：年間３８回
・ 病院と「能登川病院をよくする会」事務局との意見交換会：年間１２回
・ 活動紹介（情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」に折り込み）：年間６回

②総会・記念講演会・懇親会の開催

・ 11/23(土)、来賓を含め 35 名の参加を得て開催しました。活動実績顕著者の表彰を行い、活動内容の現状や今後の方針等について確認しました。

５．環境事業部

（１）フラ輪―プロジェクト協働

・ 能登川中学校生徒会活動である「フラ輪ープロジェクト」（学校周辺を花で飾る活動）に協力し、能登川駅西口、東口にフラワーポットを設置し、継続的な水遣りを行いました。

（２）廃食油の回収

・ ２３自治会及びコミセン（３月末現在）で月１回第３木曜日に廃食油回収をしました。（奇数月は当協議会が、偶数月は業者が回収）
＊年間回収量はペットボトルで約３２００本。

（３）段ボールコンポスト利用促進とゴミの減量化

・ 段ボールコンポストを販売しました。（実績：約１００個）
・ 7/6(土)、11/16(土)、3/7(土)の３回、講習会を開催しました。

（４）東近江市琵琶湖岸の清掃、環境整備

・ 7/2(火)、栗見出在家町地先での「びわ湖一斉清掃」に参加しました。
・ 「栗見プロジェクト」に取り組みました。
本プロジェクトは、能登川の琵琶湖岸の美観を損なう流木やごみ、草木を除去することを目的に、平成 30 年度から活動しています。
令和元年度は、栗見新田町地先および栗見出在家町地先の清掃を、6/25(火)、10/26(土)に各地元自治会と連携して行いました。

（５）地域のボランティア団体との連携協力

・ 「猪子山地獄越え周辺の山道をよくする会」が実施する山道（丸太道）の修復活動を支援しました。

（６）「伊庭の水辺景観」等の保全・活用に対する支援

・ 伊庭のまちづくりに参画して映画「伊庭物語」を制作している龍谷大学政策学部学生との連携を前年度から継続して行いました。
・ 11/8(金)、まちづくり懇談会において、「琵琶湖岸の整備」および「伊庭地区およびその周辺の観光施設」について、市幹部と意見交換をしました。

（７）水文化の普及啓発

・「水文化」の事例を Facebook を通じて掘り下げて紹介しました。

６．安全・安心事業部

（１）防災研修会の開催

・自主防災活動リーダー研修会　6/ 7(金)　41 自治会　101 名参加

・愛知川流域自治会防災検討会議 5/17(金)　18 自治会　32 名参加

（２）「福祉と防災のまちづくり講演会」の開催

・12/13(金)開催　44 自治会　170 名参加

・共催　３団体（能登川地区自治会連合会、のとがわ福祉の会、(一社)能登川地区まちづくり協議会）

・後援　４団体（能登川地区民生委員児童委員協議会、能登川赤十字奉仕団、老人クラブ連合会能登川ブロック、能登川地区人権のまちづくり協議会）

（３）自主防災力チェック(アンケート)の実施　41 自治会から回収

・ヒヤリング時に自治会へ結果報告

（４）「自治会防災ヒヤリング」の実施　33 自治会

（５）「学校見学会」の開催(新)

目的：「学校が避難所となったとき」を想定して、体育館での避難所の暮らしを考える

・東小学校	7/23(火)	16 自治会	42 名参加
・西小学校	7/24(水)	9 自治会	20 名参加
・南小学校	7/29(月)	10 自治会	28 名参加
・北小学校	7/31(水)	4 自治会	16 名参加
計		39 自治会	106 名参加

（６）「防災出前講座」の実施　4 自治会、5 団体

・自治会：能登川栄町、佐生、小川、福堂

・能登川地区外の団体：東近江市(3)、竜王町、五個荘・能登川ロータリークラブ

（７）「能登川地区防災検討会」の開催　毎月開催　メンバー８名

・防災意識啓発：研修会、講演会等の計画・開催

・地区防災課題：「学校見学会」の計画・開催

避難所開設時の課題、収容力、備蓄品目の検討

非常持出品、避難生活用品等の紹介

・被災地訪問：岡山県真備町

・非常時備蓄状況見学：能登川備蓄倉庫

・防災施設見学：能登川中学校マンホールトイレ

７．歴史・文化事業部

（１）猪子山古墳群の整備、里山（森林）整備（平成１９年から継続実施中）

・「猪子山森林再生プロジェクト」事業（能登川南小学校、県立八日市南高校、猪子山自治会等が参加）として毎年６・８・１１月に南小学校４・５年生が実施する活動（竹の伐採、植樹、下草刈り等）の事前準備作業協力と実施場所の整備作業（月１回）を実施しました。

（２）「能」公演、「びわ湖ホール声楽アンサンブル」公演事業の協力

・「能」公演（６/18(火)）、「びわ湖ホール声楽アンサンブル」公演（11/19(火)）を施設運営事業部、まちづくり事業部と協力し開催しました。

（３）田井中福司氏ジャズ演奏会「ニューヨークからの風 田井中福司スペシャルライブ in 能登川」（新）＜延期＞

・ 施設運営事業部、まちづくり事業部、能登川中学校、能登川博物館と協力し、3/1(日）の開催に向け準備をしましたが、延期することとしました。

（４）東近江市観光ボランティアガイド協会能登川支部の活動協力

標記支部を 4/1 に立ち上げ、次のような活動を行いました。

・ JR ふれあいハイキングの企画・実施協力(5/4(土)、11/24(日))
・ 平和堂ハイキング（能登川博物館・伊庭など）の実施協力
（10/11(金)、10/26(土)）
・ 元気のつどい（健康福祉事業部）の協力（ハイキング）（3/1(日）＜中止＞）
・ 淡海観光ボランティアガイド協会 東近江ブロック研修会
（3/18(水）＜中止＞）

（５）市内の各まちづくり協議会等が実施する事業の協力

・東近江トレイル実行委員会（事務局：五個荘地区まちづくり協議会）
「繖山コース」4/20(土)、「箕作山コース」11/23(土・祝)

８．施設運営事業部

（１）能登川コミュニティセンターホール、やわらぎホールを利用した自主イベントの開催計画策定と実行

① 「能」公演の開催

・ 6/18(火)にコミュニティセンターホールで「能楽を楽しむ 能装束着付実演と能『猩々』」公演（主催：滋賀能楽文化を育てる会）を当協議会協賛で開催しました。公演には、能登川中学校３年生全員を招待しました。

② 音楽鑑賞会の開催

・ 11/19(火)にコミュニティセンターホールで「びわ湖ホール声楽アンサンブル『泣いた赤鬼』公演」を開催し、能登川地区の 4 小学校の 6 年生全員を招待すると共に、一般市民の方にも楽しんで頂きました。

③ 「素人創作落語大会」の開催

・ 11/23(土)にやわらぎホールで「素人創作落語大会 in 能登川 2019」（主催：東近江笑いの会）を当協議会協賛で開催しました。

（２）やわらぎの郷公園の利用促進のためのイベント開催

・ 次のイベントをやわらぎの郷公園で開催しました。
  ・ 4/ 6(土)～7(日)：さくらを観る日
  ・ 4/ 9(火)：まち協会長杯ゲートボール大会

- 4/20(土)：まち協会長杯グラウンドゴルフ大会
- 5/ 5(土)：こどもの日園内開放
- 5/19(日)：やわらぎの郷フェスティバル（新）
- 7/19(金)：まち協杯ゲートボール大会
- 毎月第３日曜日：やわらぎの郷公園芝生広場開放「ようこそ日曜広場」
- 3/28(土)：まち協杯グラウンドゴルフ大会＜中止＞

（３）指定管理施設を活用した新しいコミュニティの形成と居場所づくり

- 市民活動団体がコミュニティセンターを拠点に同センターの活動と有機的に連携しながら活動できる機会の創出に努めました。

９．事務局

（１）当協議会の総務業務

- 会議の開催
  - 総　会：１回（5/26(日)）
  - 理事会：６回（内、令和元年度理事による理事会は５回）
  - 運営委員会：１２回
  - 正副会長会：３回

（２）用具の貸し出し、印刷等のサービスの提供

- 簡単テント、プロジェクター等の貸し出し、長尺印刷等のサービスを提供しました。

（３）ＪＲ能登川駅開業 130 周年記念事業の協力

- ＪＲ能登川駅は令和元年 7 月に開業 130 周年を迎えたことから、これを記念した事業（主催：JR 能登川駅開業 130 周年記念事業実行委員会）の実施に委員会事務局として協力しました。

  ［主な取組］

  ①一日駅長就任式典（6/30(日)）

  ②記念式典・記念講演会（7/14(日)）

  ③JR 能登川駅東口につながる道路・駅前整備早期着工要望署名活動

  集まった署名(18,559 名)は、10/2(水）に市に提出

（４）映画「あの日のオルガン」上映実行委員会への参加（新）

- 標記映画会を市内 3 か所で映画会を開催することを目指し実行委員会が結成され、藤居会長が実行委員長として参加しました。

  能登川地区では 3/8(日）能登川コミュニティセンターホールで開催される予定でしたが、新型コロナウィルス感染拡大防止のため全て中止されました。

Ⅱ 指定管理部門

（１）能登川コミュニティセンターの施設管理運営と生涯学習（文化）事業等の実施
　　次頁の表参照

（２）やわらぎホールの施設管理運営

（３）やわらぎの郷公園の施設管理運営

（４）各施設の利用者数

施　　設	令和元年度 利用者数	（参考） H30 年度利用者数
能登川コミュニティセンター	９３，４５５	９６，９７０
やわらぎホール	１８，１４３	１７，４９２
やわらぎの郷公園	３３，７６０	２６，４１５

Ⅲ 活動団体連絡会

（１）新春のつどいの開催

・ １/11(土)、「新春のつどい」をやわらぎホールで開催しました。参加者は、会員・来賓等を含め 110 名で、親睦を深めました。

令和元年度能登川コミュニティセンター事業報告

1. 生涯学習（文化）事業

事　業　名	内　容　等	参 加 者 等
講　座	中高年のためのフィットネスダンス教室 大人のスクラッチアート教室 シニア世代の健康づくり教室 だしの活用術と味噌づくり講座	6･7 月 4回　（10 名） 8･9 月 3回　（ 8 名） 11･12 月 4 回（35 名） 2 月　2 回　（ 9 名）
講座（子ども対象）	夏休み!お出かけ学習会 （彦根印刷局、黒壁ガラス館見学） 夏の寄せ植え教室 子どもクッキング デコパージュ講座 冬の寄せ植え教室 小学生かるた大会（学区地協） 手作りケーキ教室	7 月 23 日　（32 名） 7 月 25 日　（11 名） 8 月 8 日 2 回（68 名） 8 月 20 日　（50 名） 12 月 26 日　（65 名） 1 月 25 日　（50 名） 2 月 2 日 2 回　（72 名）
文化公演会 （能登川地区文化協会）	5月25 日（土） ～男声デュオで聴く、唱歌・童謡、日本の歌～ HAMORI-BE（はもりべ） コンサート	500名
能登川水車塾 （60 歳以上対象）	開講式＆健康寿命を延ばそう！ 整理収納アドバイス講座 映画鑑賞会「万引き家族」 館外学習（多治見市モザイクタイルミュージアム） 姿勢改善エクササイズ 声楽アンサンブル　オペラ鑑賞 ゆる文字で描く年賀状 閉講式＆たのしいうた	6月20 日　（68 名） 7月18日　（62 名） 8月22日　（55 名） 9月 18 日･26 日(55 名) 10 月10 日　（63 名） 11 月 19 日　（65 名） 12 月11 日　（46 名） 2月20 日　（64 名）
第61 回 能登川地区文化祭 （菊花展 10/29～11/4）	ダンスパーティ(10/26) 囲碁・将棋大会(11/2) 歴史講話(11/2) 青少年育成大会(11/2) 芸能発表会（11/3）	展示　13 サークル 催し　12 サークル 発表　23 サークル 参加者数　延2，650名
能登川地区子ども芸術展	中・小・幼・保・学童・子ども会 優秀賞　137 点　（総数 1,944 点）	11 月 29 日（金）～ 12月 1 日（日） 延5，100名

2. 生涯スポーツ事業

事　業　名	開　催　日	参 加 者 等
第26回 ドラゴンカヌー ヤングフェスティバル	7月7日(日)	28 チーム
第14回 ドラゴンカヌー大会 (市スポ協・地区スポ協)	7月14日(日)	市民:23 チーム 親善:32〃(内女子 10)
第 56 回能登川地区 市民運動会	10月6日(日)	1,000 名(13 自治会)

3. 人権・青少年事業

事　業　名	開　催　日　等	参 加 人 数 等
能登川地区 人権のまちづくり協議会研修会 福祉と防災のまちづくり講習会 町別懇談会 館外研修(京都医療少年院)	4 月 19 日(金) 講演 「人権って誰のもの」 12 月 13 日(金) 7 月～11 月(51 自治会) 8 月 29 日(水)	88 名 170 名 1,514 名 30 名
能登川地区青少年育成大会 (大人が変われば子どもも変わる) あいさつ運動・愛のパトロール ふれあいラジオ体操カード作成	11月 2 日(土) 青少年の主張 能登川中学校吹奏楽部　演奏会 学区(東・西・南・北)ごとに取り組む	400 名 青少年育成会議能登川支部 青少年育成・地域教育協議会委員 ふれあいラジオ体操 (11,000 枚)配布

＊少年補導員会事業支援
＊子ども会指導者連絡協議会(4大事業)支援
＊学区地教協議会事業支援(東・西・南・北)

4, 地域事業

事　業　名	開　催　日　等	内　容　等
第27 回 能登川ふれあい フェア2019 ～出会い　ふれあい　語り合い びわ湖から～	10月20日(日) ふれあい運動公園	約 24,000 名 模擬店 60 店 フリーマーケット 84 ブース

＊二十歳のつどい 1 月12日(日)実行委員会・能登川青年団支援

【その他】
＊施設ボランティア「であい」(コミセン施設環境美化支援)
＊文化協会加入サークル:60団体
＊令和元年度 能登川コミュニティセンター利用者数　＝ 93, 455人
＊能登川コミュニティセンター運営委員会(6/26(水)、3/18 (水))

第2号議案　令和元年度決算報告

貸　借　対　照　表

令和2年3月31日現在

単位：円

科目		当期決算額	前期比較	
			前期実績	増減額
資産の部	【流動資産】			
	現金預金	7, 254, 206	8, 097, 431	-843, 225
	未収入金	28, 450	0	28, 450
	流動資産計	7, 282, 656	8, 097, 431	-814, 775
	【固定資産】			
	長期性預金	5, 051, 636	5, 051, 636	0
	固定資産計	5, 051, 636	5, 051, 636	0
	資産の部　計	12, 334, 292	13, 149, 067	-814, 775
負債の部	【流動負債】			
	未払金	5, 026, 748	4, 952, 161	74, 587
	預り金	433, 283	889, 990	-456, 707
	流動負債計	5, 460, 031	5, 842, 151	-382, 120
	負債の部　計	5, 460, 031	5, 842, 151	-382, 120
純資産の部	【利益剰余金】			
	基金積立金	5, 736, 643	6, 031, 636	-294, 993
	繰越利益剰余金	1, 137, 618	1, 275, 280	-137, 662
	純資産の部　計	6, 874, 261	7, 306, 916	-432, 655
負債・純資産の部　計		12, 334, 292	13, 149, 067	-814, 775

損　益　計　算　書

平成３１年４月１日～令和２年３月３１日

単位：円

科目				当期決算額	予算比較	
					予算額	増減額
経常損益	経常収益	まちづくり部門	東近江市交付金	5,415,000	5,415,000	0
			その他の収入	698,767	600,000	98,767
			合計	6,113,767	6,015,000	98,767
		指定管理部門	指定管理料	62,697,000	62,697,000	0
			その他の収入	889,637	370,200	519,437
			合計	63,586,637	63,067,200	519,437
		経常収益　計		69,700,404	69,082,200	618,204
	経常費用	まちづくり部門	管理事務費	1,352,973	1,335,000	17,973
			事業費	4,955,026	4,980,000	-24,974
			合計	6,307,999	6,315,000	-7,001
		指定管理部門	人　件　費	26,672,326	26,026,000	646,326
			管理事務費	34,512,000	34,732,200	-220,200
			事業費	2,640,734	2,309,000	331,734
			合計	63,825,060	63,067,200	757,860
		経常費用　計		70,133,059	69,382,200	750,859
	経常利益	まちづくり部門		-194,232	-300,000	105,768
		指定管理部門		-238,423	0	-238,423
		経常利益　計		-432,655	-300,000	-132,655
税引前当期純利益				-432,655	-300,000	-132,655
当期純利益				-432,655	-300,000	-132,655

繰越剰余金（平成30年度から）	7,306,916	7,306,916	0
繰越剰余金（令和2年度へ）	6,874,261	7,306,916	-432,655

利　益　処　分（案）

単位：円

科　　目	当期決算額	前期比較	
		前期実績	増減額
繰越利益剰余金			
前期繰越利益剰余金	1,570,273	1,581,088	-10,815
当期純利益	-432,655	-305,808	-126,847
繰越利益剰余金計	1,137,618	1,275,280	-137,662
積立金取崩額			
基金積立金取崩額	300,000	300,000	0
利益処分額			
基金積立金	977	5,007	-4,030
次期繰越利益剰余金	1,436,641	1,570,273	-133,632

付属明細書（貸借対照表）

令和２年３月３１日現在

1. 資産の部

単位：円

科目			当期決算額	部門別内訳	
				まちづくり部門	指定管理部門
流動資産	現金預金	一般会計	261, 139	261, 139	0
		基金会計	385, 984	385, 984	0
		まちづくり部門 計	647, 123	647, 123	0
		コミュニティセンター	5, 398, 627	0	5, 398, 627
		やわらぎホール	667, 394	0	667, 394
		やわらぎの郷公園	541, 062	0	541, 062
		指定管理部門 計	6, 607, 083	0	6, 607, 083
		合計	7, 254, 206	647, 123	6, 607, 083
	未収入金		28, 450	28, 450	0
	合計		7, 282, 656	675, 573	6, 607, 083
固定資産		まちづくり部門長期性預金	5, 051, 636	5, 051, 636	0
合計			12, 334, 292	5, 727, 209	6, 607, 083

2．負債の部

単位：円

科目			当期決算額	部門別内訳	
				まちづくり部門	指定管理部門
流動負債	未払金	まちづくり部門・一般会計	77, 323	77, 323	0
		コミュニティセンター	4, 522, 529	0	4, 522, 529
		やわらぎホール	178, 122	0	178, 122
		やわらぎの郷公園	248, 774	0	248, 774
		合計	5, 026, 748	77, 323	4, 949, 425
	預り金	まちづくり部門・一般会計	5, 685	5, 685	0
		コミュニティセンター	351, 698	0	351, 698
		やわらぎホール	3, 150	0	3, 150
		やわらぎの郷公園	72, 750	0	72, 750
		合計	433, 283	5, 685	427, 598
	合計		5, 460, 031	83, 008	5, 377, 023

3. 純資産の部

単位：円

科目		当期決算額	部門別内訳	
			まちづくり部門	指定管理部門
基金積立金		5, 736, 643	5, 736, 643	0
繰越利益剰余金	前期繰越利益剰余金	7, 306, 916	5, 838, 433	1, 468, 483
	当期純利益	-6, 169, 298	-5, 930, 875	-238, 423
	合計	1, 137, 618	-92, 442	1, 230, 060
合計（令和2年度への繰越剰余金）		6, 874, 261	5, 644, 201	1, 230, 060

4. 負債と純資産の合計

科目	当期決算額	部門別内訳	
		まちづくり部門	指定管理部門
負債と純資産の合計	12, 334, 292	5, 727, 209	6, 607, 083

付属明細書（損益計算書）

平成３１年４月１日～令和２年３月３１日

単位：円

科　　目			当期決算額	部門別内訳	
				まちづくり部門	指定管理部門
経常損益	経常収益	東近江市交付金	5, 415, 000	5, 415, 000	0
		指定管理料	62, 697, 000	0	62, 697, 000
		その他の助成金	100, 000	100, 000	0
		指定事業収入	271, 776	0	271, 776
		自主事業収入	150, 000	0	150, 000
		収益事業収入	752, 755	370, 266	382, 489
		その他の収入	313, 873	228, 501	85, 372
		合計	69, 700, 404	6, 113, 767	63, 586, 637
	経常費用	人件費	26, 672, 326	0	26, 672, 326
		管理事務費	35, 864, 973	1, 352, 973	34, 512, 000
		事業費	7, 595, 760	4, 955, 026	2, 640, 734
		合計	70, 133, 059	6, 307, 999	63, 825, 060
	経常利益		-432, 655	-194, 232	-238, 423

繰越剰余金（平成30年度から）	7, 306, 916	5, 838, 433	1, 468, 483
繰越剰余金（令和２年度へ）	6, 874, 261	5, 644, 201	1, 230, 060

令和2年４月２1日

監査報告

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会

監事　村林又藏

監事　脇和彦

令和元年度の事業報告及び決算報告に関する監査について、次のとおり報告します。

1　監査の方法及びその内容

監事間の協議により、監査方針を定めた上で、全てにわたり共同で監査を実施しました。

具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2　監査の結果

（１）事業報告及び決算報告は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。

（２）理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実はありません。

（３）当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。

（４）計算書類とその附属明細書は当法人の財産及び損益の状況を全ての点において適正に表示しています。

以上

第３号議案　令和２年度事業計画（案）

【概要】

令和２年度は、新しい「まちづくり計画書」に基づく事業展開の４年目であり、前年度に続いて、各種事業を発展継続させます。

住民の皆さまや自治会、市民活動団体、行政との連携を更に強化し、「住みよい 住みたい 住み続けたい 水車のまち 能登川」の実現に向け、活動を進めます。

具体的には、前年度からの「まちづくり計画」の進捗状況を精査し、事業の推進に取り組みます。

様々な地域課題の解消に向け、特に、自治会との連携を深めます。そのため、まちづくり委員との連携強化を図るとともに、「まちづくりカフェ」の開催頻度の向上を模索します。

市民活動団体との協働は、地域の個性を生かしたまちづくりを目指すうえで欠かせず、フラットな関係のなかで、真摯な連携を図ります。

行政とは、重要な協働のパートナーとして、今まで通りの連携を密にしてまいります。

組織的には、まちづくり８事業部門や指定管理部門の独立性を担保しながらも、事業内容によって、部門間の横の連携を図り、全体的な相乗効果を打ち出します。

しかしながら、昨年 12 月中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「緊急事態宣言」が出され、国内は混乱しております。

様々なイベントや事業が中止や延期に追い込まれ、以下に記載の計画も相当影響を受ける恐れがありそうです。

当初計画の実行を目標にしてまいりますが、今しばらくの状況の推移を見守りたいと思います。

Ⅰ まちづくり部門

１．まちづくり事業部

（１）まちづくり委員研修会（現地研修を含む）

（２）まちづくりカフェの開催（自治会懇談会・市議会議員懇談会ほか）

（３）イベント開催と応援（「歴史・文化事業部」「施設運営事業部」等と連携）

（４）「能登川大好き人間大集合!」イベント

（５）食のイベントの開催

（６）若者のチャレンジ応援

（７）年間を通じた、まちづくり支援制度の相談窓口（「つなぎ役」）

（８）「新春のつどい」の開催

２．ふるさと散歩道事業部

（１）猪子山の「岩神山」ものがたりリーフレットの増刷

（２）散歩道リーフレットの増刷

（３）「ふるさと散歩道」ルート散策会開催や、探訪団体の案内

（４）JR 能登川駅及び駅周辺施設への観光情報提供

（５）「ふるさと散歩道」ビデオの関係機関への配布

３．広報事業部

（１）まちかど情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」の発行

（２）まちづくり協議会ホームページ、Facebook の運営

（３）会員情報紙「のとまち協 NEWS」の発行

（４）「FM ひがしおうみ」（ラジオスイート FM81.5）の放送

（５）環境こだわり農業の推進

（６）SNS を活用した観光口コミ情報の収集と発信

４．健康福祉事業部

（１）健康福祉活動団体への支援と協働

- のとがわ福祉の会
- 市内協議会合同事業「東近江市結婚サポート連絡会」
- 健康推進員協議会

- ほほえみ
- 学童保育所
- 子ども食堂

（２）「元気のつどい」の開催

（３）おしゃべりカフェ「すまいる」の運営

（４）郷土料理の普及（食の地産地消）

（５）生活支援サービスの連携体制への参画

（６）「能登川病院をよくする会」活動の支援

５．環境事業部

（１）やすらぎの花公園の管理運営

（２）フラ輪―プロジェクト支援

（３）廃食油の回収

（４）段ボールコンポスト利用促進とゴミの減量化

（５）能登川コミュニティセンター周囲の環境整備

（６）東近江市琵琶湖岸の清掃、環境整備（栗見プロジェクトとの連携）

（７）地域のボランティア団体との連携協力

（８）「伊庭の水辺景観」等の保全・活用に対する支援

（９）水文化の普及啓発

６．安全・安心事業部

（１）防災研修会の開催

- 自主防災活動リーダー研修会　６月＜中止＞
- 愛知川流域自治会防災検討会議　５月＜中止＞

（２）「福祉と防災のまちづくり講演会」団体共同開催　11 月

- 能登川地区自治会連合会、のとがわ福祉の会、能登川地区民生委員児童委員協議会、能登川赤十字奉仕団、東近江市能登川地区老人クラブ連合会、能登川地区人権のまちづくり協議会　他

（３）「自主防災力チェック アンケート」実施　４月

（４）「自治会防災ヒヤリング」実施　６月～７月

（５）「防災出前講座」実施

- 自治会へ出向いての防災研修会

（６）「能登川地区防災検討会」開催　　毎月開催

- 能登川地区の自主防災活動計画づくり及び実施

1. 防災意識啓発のための、研修会・講演会等の計画・開催

◇他団体活動との日程調整

2. 防災アンケート・ヒヤリングの実施
3. 「学校見学会」（避難所運営訓練）の計画・開催＜中止＞
4. 「防災担当者」情報交換

７．歴史・文化事業部

（１）猪子山古墳群の整備・里山（森林）整備

「猪子山森林再生プロジェクト」事業協力

（能登川南小学校・県立八日市南高校・猪子町自治会等）

- 5、8、11 月：竹の伐採・下草刈り・植樹作業・竹垣作り等
- 毎月最終月曜日：古墳周辺と見学ルートの整備

（竹の伐採・下草刈り等）

（２）「能」・「びわ湖ホールオペラ」公演事業協力（まちづくり・施設運営事業部と連携）

（３）映像で見る「能登川」再発見！

- 「懐かしの能登川」上映会の実施、映像記録の収集

（４）東近江市観光ボランティアガイド協会能登川支部の活動支援。

- 能登川地区内で（一社）東近江市観光協会が実施する「JR ふれあいハイキング」等の企画提案を行い、当日のボランティアガイドを実施し、その育成を図る。

（５）能登川地区内の歴史・文化の情報発信

- まちかど情報紙「ホップ♪ステップ♪のとがわ」で「能登川のむかし話」を掲載。
- 「近江だるま」、「近江上布」など能登川の郷土玩具、伝統産業を紹介。

（６）猪子山を活動拠点とした異世代交流体験の実施

８．施設運営事業部

（１）能登川コミュニティセンターホール・やわらぎホールを利用した自主イベントの開催計画策定と実行

- 『能公演』・『能登川寄席』、『びわ湖ホールオペラ公演』他

（２）やわらぎの郷公園の利用促進のためのイベント開催

- まち協主催グラウンドゴルフ大会やゲートボール大会の開催
- 親子フェスタの開催
- 観桜会の開催（4 月）
- 子どもの日公園開放（5 月）及び、「ようこそ日曜広場」の提供
- やわらぎの郷フェスティバル（5 月）開催＜中止＞

（３）先進地見学

（４）指定管理施設を活用した新しいコミュニティの形成と居場所づくり

９．事務局

（１）当協議会の総務業務

（２）簡単テント・プロジェクター等の貸出し、長尺印刷等の提供

Ⅱ 指定管理部門

（１）能登川コミュニティセンターの施設管理運営と生涯学習（文化）事業等の実施（次頁の表参照）

（２）やわらぎホールの施設管理運営

（３）やわらぎの郷公園の施設管理運営と自主事業の実施

Ⅲ 活動団体連絡会

「東近江市協働のまちづくり条例」（18 条）に則り、市民、とりわけ、市民活動団体相互の交流を深め、協働を推進し、地域課題の解決に向けて、適宜、会議等を開催し方策を検討する。

（１）新春のつどい開催

令和2年度　能登川コミュニティセンター事業計画

１．生涯学習（文化）事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日　　等
講座（現代的・社会的課題に応える講座、講演。子どもを対象とした講座等）	能登川コミュニティセンター	開催日・講座内容は「コミセンだより・ホップ♪ステップ♪のとがわ」で案内
文化公演会　　（音楽法話一期一會コンサート）	能登川地区文化協会	１２月１２日（土）
第６２回 能登川地区文化祭 （菊花展 10/26～11/2）	能登川地区文化祭実行委員会	１０月３１日（土） ～１１月１日（日）
能登川地区子ども芸術展	能登川地区子ども芸術展実行委員会	１２月４日（金） ～１２月６日（日）
能登川水車塾	能登川コミュニティセンター	６月～２月まで （全８回）

２．生涯スポーツ事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日　　等
第２７回ドラゴンカヌーヤングフェスティバル	能登川青年団	７月　５日（日） ＜中止＞
第１５回東近江市 ドラゴンカヌー大会	東近江市スポーツ協会 東近江市 東近江市教育委員会 能登川地区スポーツ協会	７月１２日（日） ＜中止＞
第５７回能登川地区 市民運動会	能登川地区スポーツ協会	１０月４日（日）

３．人権・青少年事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日　　等
町別懇談会 人権研修会 県外研修会	能登川地区 人権のまちづくり協議会	７月～１２月
青少年健全育成事業 能登川地区青少年育成大会 （あいさつ運動・愛のパトロール等） 少年補導員会事業 （巡回パトロール・ペープサート公演等）	東近江市青少年育成市民会議 能登川支部 能登川地区少年補導員会 （東近江少年センター）	１０月３１日（土） パトロールは年間 年間
青少年団体（学区地教・青年団・子ども会）の育成支援	学区地域教育協議会 能登川青年団 子ども会指導者連絡協議会	年間

４．地域事業

事　　業　　名	主催者名または共催者名	期　　日　　等
第２８回 能登川ふれあいフェア ２０２０	ふれあいフェア実行委員会	１０月１８日（日）

＊二十歳のつどい支援

【その他】

＊コミュニティセンター運営委員会（６月・３月）

＊施設ボランティア：であい（施設環境美化活動支援）

第4号議案　令和2年度予算（案）

損　益　計　算　書

自　令和2年4月1日　　至　令和3年3月31日

単位：円

科　目	金　額	
経常損益		
経常収益		
まちづくり部門		
東近江市交付金	5, 421, 000	
その他の収入	700, 000	
合計		6, 121, 000
指定管理部門		
指定管理料	63, 298, 000	
その他の収入	890, 000	
合計		64, 188, 000
経常収益計		70, 309, 000
経常費用		
まちづくり部門		
事務・管理費	1, 541, 000	
事業費	4, 580, 000	
合計		6, 121, 000
指定管理部門		
人件費	26, 948, 000	
事務・管理費	34, 910, 000	
事業費	2, 330, 000	
合計		64, 188, 000
経常費用計		70, 309, 000
経常利益		0
税引前当期純利益		0
当期純利益		0

繰越剰余金（令和元年度から）	6, 874, 261
繰越剰余金（令和3年度へ）	6, 874, 261

付　属　明　細　書（損益計算書）

令和２年度　部門別予算（案）

自 令和2年4月1日　至 令和3年3月31日

単位：円

科目					予算	前年度実績	前年度比増減額
経常損益	まちづくり部門	繰越剰余金（令和元年度から）			5,644,201	5,838,433	-194,232
		経常損益	収益	交付金	5,421,000	5,415,000	6,000
				その他の収入	700,000	698,767	1,233
				収益　計	6,121,000	6,113,767	7,233
			費用	人件費	0	0	0
				事務・管理費	1,541,000	1,352,973	188,027
				事業費	4,580,000	4,955,026	-375,026
				費用　計	6,121,000	6,307,999	-186,999
			利益		0	-194,232	194,232
		繰越剰余金（令和3年度へ）			5,644,201	5,644,201	0
	指定管理部門	繰越剰余金（令和元年度から）			1,230,060	1,468,483	-238,423
		経常損益	収益	指定管理料	63,298,000	62,697,000	601,000
				その他の収入	890,000	889,637	363
				収益　計	64,188,000	63,586,637	601,363
			費用	人件費	26,948,000	26,672,326	275,674
				事務・管理費	34,910,000	34,512,000	398,000
				事業費	2,330,000	2,640,734	-310,734
				費用　計	64,188,000	63,825,060	362,940
			利益		0	-238,423	238,423
		繰越剰余金（令和3年度へ）			1,230,060	1,230,060	0
	合計	繰越剰余金（平成30年度から）			6,874,261	7,306,916	-432,655
		経常損益	収益	交付金	5,421,000	5,415,000	6,000
				指定管理料	63,298,000	62,697,000	601,000
				その他の収入	1,590,000	1,588,404	1,596
				収益　計	70,309,000	69,700,404	608,596
			費用	人件費	26,948,000	26,672,326	275,674
				事務・管理費	36,451,000	35,864,973	586,027
				事業費	6,910,000	7,595,760	-685,760
				費用　計	70,309,000	70,133,059	175,941
			利益		0	-432,655	432,655
		繰越剰余金（令和3年度へ）			6,874,261	6,874,261	0

まちづくり部門の繰越剰余金には、基金積立金を含む

第５号議案　理事の改選（案）

退任理事＜敬称略＞　定款第２８条第２項に定める任期満了による退任

澤　　雅夫	令和元年度 能登川地区自治会連合会会長
中村　光志	同 能登川地区自治会連合会副会長
福永　泰治郎	同 能登川地区自治会連合会副会長
辻　　孝昌	同 能登川地区自治会連合会幹事
西野　辰男	同 能登川地区自治会連合会幹事
田邊　善司	同 能登川地区自治会連合会幹事
西村　富美夫	同 能登川地区自治会連合会幹事
西川　正	同 能登川地区自治会連合会幹事
鈴木　和治	同 能登川地区自治会連合会幹事
田井中　久二義	同 能登川地区自治会連合会幹事
村林　博	同 能登川地区自治会連合会幹事
今堀　九一郎	同 能登川地区自治会連合会監事
長屋　松夫	同 能登川地区自治会連合会監事

辞任理事＜敬称略＞

北村　鎰子	東近江市能登川赤十字奉仕団副委員長

選任理事＜敬称略＞

清水　秀男	令和２年度 能登川地区自治会連合会会長
里田　明	同 能登川地区自治会連合会副会長
田井中　安行	同 能登川地区自治会連合会副会長
藤野　克己	同 能登川地区自治会連合会幹事
太附　治樹	同 能登川地区自治会連合会幹事
宮澤　典久	同 能登川地区自治会連合会幹事
桐田　茂	同 能登川地区自治会連合会幹事
田附　善章	同 能登川地区自治会連合会幹事
中澤　康夫	同 能登川地区自治会連合会幹事
中川　弘一	同 能登川地区自治会連合会幹事
脇　　純一	同 能登川地区自治会連合会幹事
若林　盛隆	同 能登川地区自治会連合会監事
川原﨑　弥三男	同 能登川地区自治会連合会監事
澤　　雅夫	令和元年度 能登川地区自治会連合会会長
若林　陽子	東近江市能登川赤十字奉仕団副委員長

※上記の選任された理事の任期は、定款第２８条第２項に定めるとおりである。ただし、澤 雅夫氏、若林　陽子氏については、定款第２８条第４項に定めるとおりである。

第５号議案 参考　　令和２年度　一般社団法人能登川地区まちづくり協議会役員(案)

役　職	氏　名	備　考
代表理事(会長)	藤居 正博	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
業務執行理事(副会長)	居原田 善嗣	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
業務執行理事(副会長)	清水 秀男	能登川地区自治会連合会会長(神郷)
業務執行理事(会計)	北﨑 富三	東近江市能登川地区老人クラブ連合会会長
業務執行理事(まちづくり)	四方 秀亮	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
業務執行理事(指定管理)	木下 勉	能登川コミュニティセンター・ やわらぎホール館長
理　　事	澤　雅夫	前能登川地区自治会連合会会長
理　　事	河村 松男	元能登川地区自治会連合会会長
理　　事	今堀 豊	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
理　　事	櫛田 善春	一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
理　　事	里田 明	能登川地区自治会連合会副会長(山路町)
理　　事	田井中 安行	能登川地区自治会連合会副会長(福堂)
理　　事	藤野 克己	能登川地区自治会連合会幹事(垣見町)
理　　事	太附 治樹	能登川地区自治会連合会幹事(躰光寺町)
理　　事	宮澤 典久	能登川地区自治会連合会幹事(南須田町)
理　　事	桐田 茂	能登川地区自治会連合会幹事(泉台)
理　　事	田附 善章	能登川地区自治会連合会幹事(佐生)
理　　事	中澤 康夫	能登川地区自治会連合会幹事(佐野)
理　　事	中川 弘一	能登川地区自治会連合会幹事(猪子町)
理　　事	脇　純一	能登川地区自治会連合会幹事(大中町)
理　　事	若林 盛隆	能登川地区自治会連合会監事(新宮東)
理　　事	川原﨑 弥三男	能登川地区自治会連合会監事(伊庭町)
理　　事	北岡 芙美子	能登川地区文化協会会長
理　　事	若林 陽子	東近江市能登川赤十字奉仕団副委員長
理　　事	小松 安希子	能登川地区子ども会指導者連絡協議会会長
理　　事	里田 起明	能登川地区スポーツ協会理事長
理　　事	川南 義博	のとがわ福祉の会副会長

監　　事	村林 又藏	元能登川地区自治会連合会会長
監　　事	脇 和彦	東近江市能登川支所長

参考１

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会定款

第１章　総則

（名称）
第１条　当法人は、「一般社団法人能登川地区まちづくり協議会」と称し、愛称を「ホップ♪ステップ♪のとがわ」とする。

（主たる事務所等）
第２条　当法人は、主たる事務所を、滋賀県東近江市に置く。

（目的）
第３条　当法人は、住民自らが考え行動することにより、能登川地区の良さを次代へ継承するとともに、この地区で誇りを持って暮らし続けられるよう、能登川地区のまちづくりを進めることを目的とし、次の事業を行う。

（１）能登川地区のまちづくり事業
　（ア）能登川地区のまちづくり計画の策定
　（イ）まちづくりにかかる事業の企画・立案
　（ウ）まちづくりにかかる広報・啓発
　（エ）まちづくりにかかる事業
（２）公共施設の指定管理事業
（３）その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（公告）
第４条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

（機関の設置）
第５条　当法人は、理事会および監事を置く。

第２章　会員

（種別）
第６条　当法人の会員は、能登川地区に在住および在勤、在学するすべての人と能登川地区の活動団体で構成する。会員は次の３種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（１）正会員：当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
（２）準会員：能登川地区各自治会のまちづくりに関する代表者
（３）賛助会員：当法人の事業を援助するために入会した個人または団体

（入会）
第７条　正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会

員または賛助会員となる。
　準会員は、自治会から提出の選出届をもって入会申込書とする。

（入会金および会費）
第８条　正会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

（任意退会）
第９条　正会員および賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
　準会員は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退会とする。

（除名）
第１０条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
（３）その他の除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格の喪失）
第１１条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）会費の納入が継続して１年以上なされなかったとき。
（２）総正会員が同意したとき。
（３）当該会員が死亡しもしくは失踪宣告を受けたとき、または解散したとき。

（会員資格喪失に伴う権利および義務）
第１２条　会員が前３条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については．一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
２　当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　社員総会

（種類）
第１３条　当法人の社員総会は、定時総会および臨時総会の２種とする。

（構成）
第１４条　当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。
２　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（権限）
第１５条　社員総会は、次の事項を議決する。
（１）入会の基準並びに会費および入会金の金額
（２）会員の除名

（３）役員の選任および解任
（４）役員の報酬の額またはその規程
（５）各事業年度の決算報告、事業計画、予算計画
（６）定款の変更
（７）長期借入金並びに重要な財産の処分および譲り受け
（８）解散
（９）合併並びに事業の全部および事業の重要な一部の譲渡
（１０）理事会において社員総会に付議した事項
（１１）前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項

（開催）
第１６条　定時総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。
臨時総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１７条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
２　総正会員の議決権の１０分の１以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

（議長）
第１８条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

（決議）
第１９条　社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項
３　理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第２４条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理）
第２０条　社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する

書類を当法人に提出しなければならない。

（議決、報告の省略）
第２１条　理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。
２　理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第２２条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長および出席した副会長は、前項の議事録に記名押印する。

（社員総会規則）
第２３条　社員総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第４章　役員等

（役員の設置等）
第２４条　当法人に次の役員を置く。
（１）　理事　　３名以上３０名以内
（２）　監事　　２名以内
２　理事のうち、１名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、３名以内を副会長とすることができる。
３　理事のうち１７名以内を業務執行理事とすることができる。

（選任等）
第２５条　理事および監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。
２　東近江市能登川地区自治会連合会の役員は、これを理事に充てることができる。
３　会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
４　監事は、当法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
５　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者または３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）
第２６条　会長は当法人を代表し、その業務を執行する。
２　副会長は、会長を補佐する。
３　業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。
４　会長および業務執行理事は、毎事業年度に４ケ月を超える間隔で２回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第２７条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第２８条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
２　第２５条２項による理事は、選出自治会が定めた任期の終了をもって退任するものとする。ただし、次期の東近江市能登川地区自治会連合会役員が新たに理事に就任するまでは、理事としての権利義務を有する。
３　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
４　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
５　理事または監事は、第２４条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（解任）
第２９条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。
　ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上あって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）
第３０条　役員に対しては、社員総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

（取引の制限）
第３１条　理事が次に揚げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
（１）自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
（２）自己または第三者のためにする当法人との取引
（３）当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除等）
第３２条　当法人は、役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

（顧問）
第３３条　当法人に、若干名の顧問を置くことができる。
２　顧問は、正会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
３　顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすること

ができる。

（顧問の職務）
第３４条　顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第５章　理事会

（構成）
第３５条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第３６条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
（１）社員総会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定
（２）規則の制定、変更および廃止に関する事項
（３）前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
（４）理事の職務の執行の監督
（５）会長、副会長、業務執行理事の選定および解職
２　理事会は、次に揚げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
（１）重要な財産の処分および譲受け
（２）多額の借財
（３）重要な使用人の選任および解任
（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
（５）理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
（６）第３２条の責任の免除

（種類および開催）
第３７条　理事会は、通常理事会および臨時理事会の２種とする。
２　通常理事会は、毎年２回以上開催する。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）会長が必要と認めたとき
（２）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
（３）前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

（招集）
第３８条　理事会は、会長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合および一般法人法第１０１条第３項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。
２　会長は、前条第３項第２号または一般法人法第１０１条第２項に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

（議長）
第３９条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

（決議）
第４０条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）
第４１条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第４２条　理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りではない。

（議事録）
第４３条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長および監事は、これに記名押印する。

（理事会規則）
第４４条　理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第６章　会計

（事業年度）
第４５条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画および収支予算）
第４６条　当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。
３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告および決算）
第４７条　当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第１号および第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第５号までの書類については承認を受けなければならない。
（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

２　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
（１）監査報告
（２）会計監査報告

（剰余金の分配）
第４８条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第７章　定款の変更および解散

（定款の変更）
第４９条　この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解散）
第５０条　当法人は、一般法人法第１４８条第１号、第２号および第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）
第５１条　当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第５条第１７号に揚げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第８章　委員会

（委員会）
第５２条　当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。
２　委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから理事会が選任する。
３　委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第９章　事務局

（設置等）
第５３条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２　事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
３　事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
４　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第１０章　附則

（委任）

第５４条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（最初の事業年度）
第５５条　当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成２６年３月３１日までとする。

（設立時役員）
第５６条　省略

（設立時社員の氏名および住所）
第５７条　省略

（法令の準拠）
第５８条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(変更履歴)
１．平成２５年４月１日施行
２．平成２７年６月２０日施行（変更；第２５条、第２８条、第３７条）
３．平成２８年５月２８日施行（変更；第２４条）

参考２

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会　組織図

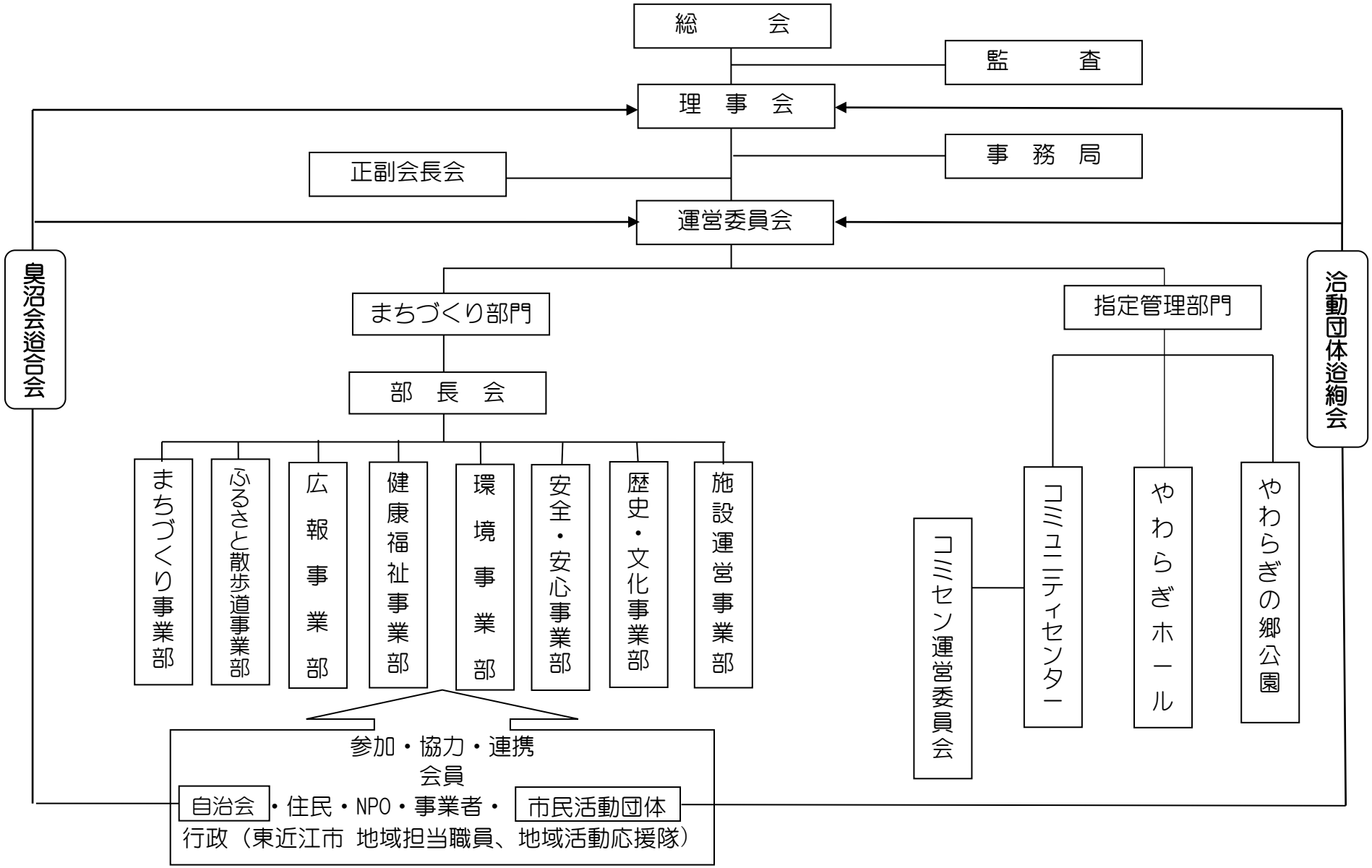

参考３

一般社団法人能登川地区まちづくり協議会
正会員名簿（敬称略）　　総合計　260名

（1）　個　人

1	青木　忠雄	51	小磯　時一郎	101	西﨑　彰
2	浅井　利温	52	小杉　実	102	西村　二郎
3	阿部　喜和	53	小林　重治	103	橋　　純治
4	井口　博	54	小南　由美子	104	橋村　孝一郎
5	池田　正男	55	作田　美幸	105	長谷川　清一
6	石井　久美子	56	佐々木　健太朗	106	林　　誠二
7	石田　純一	57	佐生　幸子	107	原田　明人
8	石田　萌瑛	58	佐藤　洋二	108	廣瀬　芳文
9	市居　一良	59	里田　明	109	深尾　彰
10	市木　徹	60	佐野　武蔵	110	深田　功
11	伊庭　貞一	61	澤　　文一	111	福井　清和
12	居原田　善嗣	62	澤　　吉見	112	福永　繁和
13	今井　陸之助	63	柴田　幸義	113	福永　信行
14	今堀　嘉一	64	清水　保	114	藤居　正博
15	今堀　敏仁	65	清水　宗彦	115	藤田　淳子
16	今堀　貢	66	清水　良昭	116	藤野　智誠
17	今堀　豊	67	志村　俊雄	117	古坂　伸行
18	今村　幸一	68	上坊　重博	118	松田　順子
19	大角　進	69	白崎　滋	119	三木　秀夫
20	大藏　大三	70	杉浦　隆支	120	村田　洋一
21	大辻　彦	71	杉江　明紀	121	村西　宏
22	大橋　昇一郎	72	杉田　米男	122	村林　淳子
23	大橋　正司	73	杉本　善一	123	村林　嵩雄
24	大橋　正徳	74	染谷　克己	124	村林　又藏
25	荻野　忍	75	田井中　成元	125	森　　貞雄
26	奥村　義隆	76	田井中　丈三	126	山川　徳守
27	尾原　芳典	77	田井中　弥一郎	127	山路　哲司
28	桂田　博司	78	田井中　隆藏	128	山田　雅利
29	桂田　昌彦	79	竹腰　和夫	129	山本　光代
30	加藤　誠一	80	武田　潮	130	湯浅　嚴郎
31	加藤　義男	81	田附　修	131	吉坂　豊
32	門脇　宏	82	田中　敏次	132	吉澤　浩明
33	鎌倉　厚徳	83	田中　博美	133	四方　秀亮
34	川上　めぐみ	84	田辺　長司	134	脇　　和彦
35	河﨑　正一	85	田辺　初美	135	渡邊　和男
36	川南　菜穂美	86	谷口　哲雄		
37	川南　壽	87	谷村　昭仁		
38	川南　博司	88	塚本　修		
39	川村　久仁子	89	辻　　昭夫		
40	河村　松男	90	辻　　英幸		
41	上林　英男	91	坪田　幸大郎		
42	菊川　弘	92	出路　敏秀		
43	岸本　静雄	93	戸嶋　幸司		
44	北浦　義一	94	冨江　義和		
45	北川　陽子	95	中川　庄三		
46	北﨑　富三	96	中村　幸一		
47	北村　通子	97	中村　紘之		
48	木下　眞一	98	中村　道彦		
49	木下　勉	99	夏原　秀樹		
50	櫛田　善春	100	西　　康隆		

(2) 自治会、まちづくり委員

1	旭ヶ丘	1	上島　一雄
2	阿弥陀堂町	2	脇　　清太郎
3	安楽寺	3	中村　孝雄
4	イーストロード	4	小辰　理
5	泉台	5	川平　哲也
6	猪子町	6	小林　一豊
7	伊庭町	7	八尋　雅哉
8	今町	8	上林　重次
9	小川	9	山本　廣太郎
10	奥田社宅	10	清川　廣子
11	尾苅台	11	荻野　義明
12	乙女浜町	12	今堀　九一郎
13	垣見町	13	桂田　昌彦
14	川南町	14	川南　清
15	北須田	15	岡田　孝二
16	きぬがさ城東	16	和田　和明
17	きぬがさ中央	17	上田　絹治郎
18	きぬがさ中洲	18	仲西　和彦
19	栗見新田町	19	村林　道明
20	栗見出在家町	20	藤井　三千夫
21	桜ヶ丘	21	大野　英器
22	佐生	22	小林　晃
23	佐野	23	寺井　郁雄
24	志賀田	24	石田　秀雄
25	新宮西	25	澤　　太一
26	新宮東	26	若林　吉一
27	神郷	27	山本　浩三
28	神郷団地	28	中谷　美幸
29	新種	29	作田　友哉
30	躰光寺町	30	松本　保廣
31	大地	31	平井　信行
32	大徳寺	32	鎌倉　正幸
33	大中町	33	福阪　洋
34	高岸台	34	山下　正克
35	種	35	辻　　孝昌
36	長勝寺	36	藤野　真武
37	ﾄﾞﾘｰﾑﾊｲﾂ	37	河合　眞一
38	能登川	38	野田　健治
39	能登川栄町	39	元持　ちず子
40	ﾊﾟｰｸｼﾃｨ能登川	40	國分　龍雄
41	早苅	41	阿部　次郎
42	林町	42	小倉　潤二
43	東佐生	43	渡邊　正史
44	東佐野	44	三木　秀夫
45	福堂町	45	田井中　安行
46	堀切	46	壁谷　徳康
47	本町	47	藤木　利彦
48	緑が丘	48	春藤　政治
49	南佐野	49	中川　信也
50	南須田町	50	宮澤　幸久
51	山路町	51	小南　聡
52	レインボーシティ	52	菅　　敏行
53	若葉	53	杉浦　綾子

(3)市民活動団体

1	ＮＰＯ法人　能登川総合スポーツクラブ
2	NPO法人エトコロ
3	東近江地区更生保護女性会能登川分区
4	宗祇法師顕彰会
5	能登川ゲートボール連盟
6	能登川地区子ども会指導者連絡協議会
7	能登川地区少年補導員会
8	能登川地区人権のまちづくり協議会
9	能登川地区スポーツ協会
10	能登川地区文化協会
11	能登川中学校区教育研究会
12	のとがわ福祉の会
13	東近江市能登川赤十字奉仕団
14	東近江市能登川地区老人クラブ連合会
15	東近江市青少年育成市民会議 能登川支部
16	社会福祉法人　真寿会
17	おかげSUNのとが和
18	ウインドアンサンブル「木猫隊」
19	東近江市観光ボランティアガイド協会 能登川支部